

令和4年第9回城陽市農業委員会定例総会会議録

1 開催日時 令和4年9月7日(水) 午前10時から午前10時45分まで

2 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3 出席委員 (15人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫

4 欠席委員 (5人)

	2番	服部 茂
	3番	狩野 雅史
	6番	村田 清美
	10番	森澤 明
	17番	新井 源吾

5 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 報告 第26号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(所有権移転)

日 程 第 6 議案 第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 7 議案 第30号 委員等の辞任の同意について

日 程 第 8 報告 第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第24号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>(議席番号2番 服部委員、3番 狩野委員、6番 村田委員、10番 森澤委員、17番 新井源吾委員から欠席届が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中9名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第9回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、11番 上田委員、12番 園田委員よろしくお願いたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p>
会長	<p>審議に入る前に、前回8月12日開催された第8回定例総会、農地法第5条農地転用許可申請、●●●●●●●●●●●●●●●●の審議の中で●●数、職員数、駐車台数の増数に対しご質問がありましたので、事務局から報告します。</p>

事務局	<p>●●●●●の職員数は55名から66名、●●数は172名から201名に増えており、職員駐車台数を10台から20台に今回増やします。</p>
会 長	<p>日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号16番を事務局から説明いたします。</p> <p>本案件は私が譲渡人となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となりますので職務代理者に議事進行をお願いします。</p>
職務代理者	<p>会長の退席をお願いします (関係委員退席)</p>
職務代理者	<p>それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号16番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>
職務代理者	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>●● ●●さんはお父さんの●● ●●さんと共に、主に井手町において水稻を中心に適正に耕作されていることを井手町農業委員会から報告により確認しております。よろしくご審議ください。</p>
職務代理者	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号16番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>案件が終わりましたので谷会長の入室をお願いします。議事進行を会長をお願いします。</p> <p>(会長入室)</p>

会 長 受付番号17番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号17番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●です。
権利の種類は3条の無償移転です。●● ●さんは●● ●●さんの子です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた後も家族で管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号27番から32番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号27番から32番については同一譲受人のため取りまとめて説明します。
受付番号27番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積300平方メートル他1筆 合計面積608平方メートル 所有権移転です。
譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

受付番号28番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積405平方メートル他1筆 合計面積570平方メートル 所有権移転です。
譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

受付番号29番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積383平方メートル 他 1筆 合計面積 578平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●●

受付番号30番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積1,051平方メートル他1筆 合計面積 1,315平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は大阪府交野市星田 ●● ●●

受付番号31番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積1001平方メートル他1筆 合計面積 1,143平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

受付番号32番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積595平方メートル他1筆 合計面積 1259平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 三重県津市藤枝町 ●● ●●

譲受人は 大阪府中央区 ●●●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●

大型車両、普通車両の駐車場として賃貸借し経営するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域ではありません。

現況は田、畑です。北側は里道、西側は道路、●●●●、南側は●●●●、道路、東側は田です。

雨水排水は自然浸透を基本とし、隣接農地側に設置する側溝と浸透柵で排水します。汚水、生活雑排水はありません。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

南部土地改良区から意見書が提出されています。

- ・雨水排水については配水計画図面のとおり施行し排水施設の維持管理もしっかり行うこと。なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。
- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮して施工し設置すること。
- ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。
- ・転用地北側の東西に布設してある配管については、工事の際に破損させないように十分注意して工事を行うこと。
- ・転用地内に設置している改良区管理のポンプ場及び配管については、令和4年9月末日まで使用できるように残し、今回の転用で移設が必要なポンプ場及び配管の機能補償については、別途機能補償契約を結ぶこと。

・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・土地改良区の要望については、誠意をもって対応すること。

都市政策課からは、

・不特定多数の人が利用でき、駐車料金を徴収する駐車場であり、駐車スペースの面積が500㎡以上の場合は、別途、駐車場法に基づく届出をして下さい。また、見え高が2mを超える擁壁を築造する場合は建築確認申請が必要になります。

管理課からは、

- ・国道に関する工事等を行う場合は、管理者である国土交通省と協議願います。
- ・申請地北側に存する里道を取り込まないように注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をしてください。
- ・申請地南側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響がないように配慮してください。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで、3種農地と判断できます。雑草が繁殖していたが現地確認時には解消されていまして、5,000㎡を超える農地であり使用目的の駐車場して経営の継続性が不安材料ですが、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●●委員 資料1-5の理由書について、詳細な記載が望ましいと思われるので、書類確認時には注意頂きたい。

事務局 書類確認時には注意して指導を行います。

会 長 駐車場の借主について、申請人からは3社と交渉中であると聞いており、最終的に賃貸するのは1社の予定です。担当委員から経営の継続性を心配されておられましたたが、最終決定予定の会社について、私が出張していた先で大々的に経営されているのを見まして、賃貸先としては心配ないと思いました。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号27番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号29番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号30番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号31番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号32番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号33番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号33番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積514平方メートル 他3筆 合計面積 2749平方メートル 賃貸借です。

貸付人は 城陽市寺田 ●● ●●

借受人は 久御山町野村 ●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

●●●●●●●●が使用する露天駐車場として使用する。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。
現況は畑です。北側、東側隣接は道路、西側、南側は畑です。
雨水排水は設置する側溝から北側排水路に排水します。汚水、生活雑排水はありません。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

南部土地改良区から意見書が提出されています。

- ・ 雨水排水については転用地内に排水路を設置し転用地北側の排水路へ放流すること。なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。
- ・ 境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮して施工し転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

都市政策課からは、

- ・ 不特定多数の人が利用でき、駐車料金を徴収する駐車場であり、駐車スペースの面積が500㎡以上の場合は、別途、駐車場法に基づく届出をして下さい。

管理課からは、

- ・ 申請地北側東側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・ 市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・ 土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・ 土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

農政課からは、

- ・ 周辺農地に影響がないように配慮してください。

環境課からは、

- ・ 現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●
●委員から報告をお願いいたします。

担当委員 報告いたします。農業振興地域ですが農用地ではないので、雨水排水等が計画どおりに施工されれば問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告をいたしました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 申請地の西、南側でも業者が地権者に対して農地を手放しても良いかの意向を確認に回っているようです。開発に対して、一体的な考え方をした審議をするほうが良いのではないのでしょうか。

事務局 事務局には、そのような転用相談は入ってはきておりません。

- 会 長 最終的には転用申請を提出されなければ審議できないし、開発全体についても市に打診があると思われます。開発業者の意向を考慮するのではなく、この件に関して農地転用について妥当なのかの審議が良いと思います。
- 会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号33番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
- 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。
- 会 長 日程第5、議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転についてを上程し、受付番号1番2番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号1番2番について説明します。
本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構の特例事業による農地売買支援事業であり、別紙資料3のとおり出し手、受け手に有利な条件で売買が出来ます。
内容は議案書のとおりです。
- 出し手は城陽市奈島 ●● ●●、受け手は 城陽市寺田 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の受け手の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。受け手の方は新規就農者として、●●地区で無農薬農業を順調に行われております。借りている農地に雑草が繁殖していたが、指導により草刈を行なわれ適切に管理されているので、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 質疑がないので、採決に入ります。
- 受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
- 全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号40番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号40番について説明します。

本案件は平成29年11月1日～令和4年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。以前は酪農をされていましたが、今は農業経営されており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号40番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号41番について事務局から説明いたします。

本案件は借受人が議席番号●●番の●●委員が借受人となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

委員の退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号41番について説明します。
本案件は新規設定、使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは農地利用最適化推進委員でもあり、●●地区において水稻を中心に耕作されています。適格性に問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号41番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
案件が終わりましたので●●委員の入室をお願いします。

会 長 受付番号42番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号42番について説明します。
本案件は令和3年11月1日～令和4年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは水主地域において野菜等を適正に耕作されています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号42番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号43番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号43番について説明します。
本案件は令和1年11月1日～令和4年10月31日までの期間で設定された利用
権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。子とともにいちじく、トマトを中心に農業経営されており農地は
適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたし
ます。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号43番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号44番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号44番について説明します。
本案件は平成24年11月1日～令和4年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市上津屋 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●さんは上津屋地域においてお茶、水稻を適正に耕作されています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号44番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第7、議案第30号 委員等の辞任の同意についてを上程し、受付番号1番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番を説明します。
令和4年8月31日付けで●● ●●農業委員から市長に対し辞任届の提出がありました。
農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により委員の辞任について市長から諮問され意見を求められたものです。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を同意し市長あてに答申します。

会 長 日程第8、報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号19番から22番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号19番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号20番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市水主 ●● ●●です。

受付番号21番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号22番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第8を終了します。

日程第9、報告24号 地目変換届について専決しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、城陽市奈島 ●● ●●です。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明をしました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第9回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員